

## 賛助会員となって

### ビタミン・バイオフィクター協会の 活動を応援してください！

公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会は、創立以来半世紀余り、ビタミンを中心とする必須生体物質（バイオフィクター）に関連する科学的な研究・開発を支援して、私たちが心身ともに健康に生活でき、ひいては社会が平和で健やかに発展することを目指して活動してきました。

かつて重要な疾病であったビタミン欠乏症は、近年の我国では、少なくなりましたが、ビタミンやバイオフィクターに関する新しい科学的知見が多方面で多数見出されております。また、医薬品や健康食品の生産、食品加工、食料・バイオマス生産、環境保全などの様々な産業への応用研究も進展しています。我国での健康で豊かな生活を支える重要な研究分野と考えます。当協会の活動は、財政的にはいろいろな企業の法人会員に支えられていますが、新しい半世紀へ向けて、さらなる飛躍を期して賛助会員の制度を2016年に発足しました。**賛助会員は個人、企業の両者を対象にして、年会費は少額（一口：2,000円、2口以上が免税対象）**であります。多くの皆様のご加入を得て、国民全体の健康福祉のために力強い前進を続けたいと考えます。趣旨をご理解いただき、是非、賛助会員にご加入下さいますようお願い申し上げます。

公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会  
会長 大島 敏久

## 本協会の事業目的

ビタミン・バイオフィクターは、微生物からヒトにいたるあらゆる生物の生命活動を支えるタンパク質や酵素などが正常に機能するために必須な物質です。

ヒトの場合、生命と健康の維持に欠くことのできない栄養素で、健康増進、健康年齢や平均寿命の延長などに大いに役立っています。ビタミンやバイオフィクターの科学的な情報や知識の果たす意義は大きいものがあります。本協会は、ビタミンやバイオフィクターに関連する研究のさらなる飛躍を計る助成と、その成果を広く社会へ還元する事業を行っております。賛助会員として、この有意義な社会貢献にお力添えをお願いいたします。

## 本協会の主な活動

1. ビタミン及びバイオフィクターの研究機関等に対する、研究助成、ビタミン及びバイオフィクターに関する国際会議助成など
2. ビタミン及びバイオフィクター等に関する知識を普及する広報活動事業
  - ・ ビタミン・バイオフィクター関係新情報の提供
  - ・ 講演会開催（市民公開講座開催・シンポジウム）
  - ・ 各方面からのビタミン・バイオフィクターに関する企画、問い合わせ、ビタミン、バイオフィクター、サプリメントなどに関する質問への対応

## 賛助会員加入のお願い

公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会は、2016年度より賛助会員募集を行っています。

納めて頂いた賛助会費は、ビタミン及びバイオフィクターの研究機関に対する支援、ビタミン及びバイオフィクター研究機関との協同・連携、ビタミン及びバイオフィクターに関する啓蒙広報などの公益目的事業の遂行に充てます。

とれていませんか、ビタミンバランス  
感じていますか、健康バランス



公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会  
〒606-8302 京都市左京区吉田牛ノ宮町4番地  
日本イタリア会館3階  
TEL&FAX : 075-751-5657  
E-mail: vitamink@eagle.ocn.ne.jp  
<https://vita-bio.org>

## 賛助会費は寄附扱いとなります

ビタミン・バイオフィクター協会は、平成 22 年 9 月 1 日から公益社団法人として認定を受けて活動しています。賛助会員は、当法人の寄附金扱いと致しますので、税制上の優遇措置が受けられます。

毎年2月～3月に実施される確定申告時に所轄税務署まで当協会が作成します領収書・証明書を添付の上、申告してください。

## バイオフィクター(Biofactor)とは？

バイオフィクターは広義には、ビタミン、ビタミン様物質、必須微量元素、ホルモンなど、生命活動に必須の微量生体物質を指します。また、狭義にはビタミン以外の微量必須生体物質、例えばビオプテリンなどのビタミン様物質や微量必須元素を意味することもあります。

本協会の名称にある「ビタミン・バイオフィクター」は 歴史的背景も勘案して「ビタミンを中心とする必須微量生体物質を指しています」。

## 個人による寄附の場合(所得税)

所得控除

下記金額が年間所得から控除されますので、確定申告時に領収書を添えて申告してください。

その年中に寄附した金額—2,000 円

## 府民税・市民税の税額控除(条例指定分)

京都府・京都市が指定した団体に対して税額控除制度がスタートしましたので府民税・市民税も控除対象になります。

## 法人による寄附の場合

特定公益増進法人に対する寄附として下記の損金算入限度額を上限として損金算入できます。

(法人税法施行令 77 条の 2)

### 損金算入限度額

(資本金等の額 × 3.75 / 1000 +  
所得の金額 × 6.25 / 100) 1 / 2

## 賛助会費納入の方法

### 賛助会費(年会費)

1 口 2,000 円

1 口以上いくらでも結構です。

- ※ 税制上の優遇措置の対象となります。
- ※ 正会員の方も賛助会員として別途加入していただけます。

1. 「郵便振替払込票」に必要事項をご記入の上、お振込ください。
2. 銀行振込の場合は下記口座へお振込みの上、下記内容をメール又は FAX にてお知らせください。

・ご氏名 ・ご住所  
・振込日 ・振込金額

FAX : 075-751-5657

E-mail: vitamink@eagle.ocn.ne.jp

口座名義

「公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会」

口座番号

三菱 UFJ 銀行 出町支店

普通預金 4275379

(振込手数料はご負担ください)

3. 領収書・証明書の交付  
入金が確認でき次第、領収書及び確定申告に必要な証明書を送付いたします。